３　前項第二号の老齢福祉年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年の所得の額が百六十九万五千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得の額が百六十九万五千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　（略）

４・５　（略）

（支給停止の解除の申請）

第三条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～五　（略）

六　受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

七　受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）が旧法第六十七条第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）

３　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第三条の三　（略）

２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときは、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ　受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）が旧法第六十七条第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）

３　（略）

３　前項第二号の老齢福祉年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年の所得の額が百五十九万五千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得の額が百五十九万五千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　（略）

４・５　（略）

（支給停止の解除の申請）

第三条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～五　（略）

六　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

七　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）が旧法第六十七条第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）

３　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第三条の三　（略）

２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときは、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）が旧法第六十七条第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）

３　（略）